

資 料

資料

1 三島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日
三島市条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、三島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

2 三島市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
三 田 英 二	学識経験者（静岡県立大学短期大学部）教授	会長
上 野 永 子	学識経験者（静岡福祉大学）講師	副会長
小 林 真由美	三島市PTA連絡協議会 母親委員長	
飯 山 み ち	私立幼稚園協会父母会 会長	
鈴 木 あづさ	公立幼稚園PTA連絡協議会 会長	
京 極 朋 子	民間保育園保護者会 代表	
祝 部 麻里江	公立保育園父母の会連合会 会長	
中 村 育 男	事業主代表 横浜ゴム(株)三島工場 業務課主任	
加 藤 保	労働者代表 連合沼駿三田地域協議会 三田地区連絡会事務局次長	
梅 原 香代子	三島市民生委員・児童委員協議会 代表	
月 野 義 識	私立幼稚園協会 代表	
鈴 木 伊津美	公立幼稚園園長会 代表	
杉 村 伸二郎	民間保育園園長会 代表	
今 しのぶ	公立保育園園長会 代表	
小早川 宏 子	認可外保育施設 代表	
長谷川 昭	三島市小中学校校長会 代表	
小 林 恵 子	子育て事業関係者 (株)ふじやまママ	
河 野 玲 子	公募市民	
野 田 千 絵	公募市民	
諸 星 圭	公募市民	

(敬称略)

3 三島市子ども・子育て支援事業計画に係る庁内検討委員会委員

氏名	所属等	備考
竹本嗣	社会福祉部 部長	委員長
荻野勉	健康づくり課 課長	
渡辺義行	社会福祉部（子育て支援課） 参事（課長）	
高木文明	障がい福祉課 課長	
渡辺光美	療育支援室 室長	
長谷川博康	企画部（政策企画課） 参事（課長）	
飯塚信正	企画部（国際交流室） 参事（室長）	
石井正治	都市整備部（水と緑の課） 参事（課長）	
植松和男	教育総務課 課長	
西島正晴	学校教育課 課長	
野澤秀里	生涯学習課 課長	

4 計画の策定経過

年月日	策定委員会等	審議内容等
平成 25 年 8 月 29 日	平成 25 年度 第1回 三島市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援新制度の概要について ○今後のスケジュールについて ○ニーズ調査について
平成 25 年 10月 10 日 ～10月 24 日	子ども・子育てに関する アンケート調査実施	【調査対象】 ① 未就学児童：2,000 人 市内在住の就学前の子どものいる家庭 ② 就学児童：1,000 人 市内在住の就学している子どものいる家庭 【有効回収率】 ① 未就学児童：1,375 人（回収率 68.8%） ② 就学児童：701 人（回収率 70.1%）
平成 26 年 2月 13 日	平成 25 年度 第2回 三島市子ども・子育て会議	○アンケート調査の結果について ○今後のスケジュールについて
4月 8 日	三島市子ども・子育て会議内 ワーキンググループ検討会	○三島市子ども・子育て支援事業計画の基本理念 ○三島市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案） イメージ ○教育・保育提供区域について
4月 21 日	平成 26 年度 第1回 三島市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の基本理念につい て ○教育・保育提供区域について ○教育・保育の量の見込みについて ○保育所利用可能な就労時間の下限設定について
6月 2 日	三島市子ども・子育て会議内 ワーキンググループ検討会	○病児・病後児保育事業について ○延長保育(時間外保育事業)について ○一時預かり事業について ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） について
6月 23 日	平成 26 年度 第2回 三島市子ども・子育て会議	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」について ○事業計画の任意記載事項の内容について ○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて ○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条 例等の整備について

年月日	策定委員会等	審議内容等
8月1日	三島市子ども・子育て会議内 ワーキンググループ検討会	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） について ○保育所入所基準について
8月18日	平成26年度 第3回 三島市子ども・子育て会議	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 及び保育所入所基準について ○三島市子ども・子育て支援事業計画 量の見込 み及び確保方策について
9月24日	平成26年度 第4回 三島市子ども・子育て会議	○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて
10月1日	三島市 子ども・子育て 庁内検討委員会	○子ども・子育て支援新制度について ○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて
10月30日	平成26年度 第5回 三島市子ども・子育て会議	○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて ○幼稚園及び保育所の利用者負担額（保育料の額） について
11月10日 ～12月9日	パブリックコメント実施	
平成27年 2月2日	「三島市子ども・子育て支援 事業計画」（案）市長へ答申	

5 三島市子ども・子育て支援事業計画 諒問、答申

三社子 第 505-1 号

平成 25 年 8 月 29 日

三島市子ども・子育て会議

会長 三田英二様

三島市長 豊岡武士

三島市子ども・子育て支援事業計画の策定等について（諒問）

急速な少子化の進行や待機児童の問題等、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応するため、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月 10 日に成立いたしました。

市町村は、この子ども・子育て関連 3 法に基づく新たな制度の実施主体としての役割を担い、現時点で予定されている平成 27 年 4 月の本格施行に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする様々な準備を進めています。

こうしたことから、本市の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、三島市子ども・子育て会議条例第 2 条に基づき、次の事項についてご審議いただきたく、三島市子ども・子育て会議に対し、諒問いたします。

記

諒問事項

1 三島市子ども・子育て支援事業計画の策定について

2 子ども・子育て支援新制度に係る三島市の利用者負担について

資料

三子会 第1号
平成27年2月2日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市子ども・子育て会議
会長 三田 英二

三島市子ども・子育て支援事業計画の策定及び子ども・子育て支援
新制度に係る三島市の利用者負担について（答申）

平成25年8月29日付け三社子第505-1号で諮問を受けた三島市子ども・子育て支援事業
計画の策定及び子ども・子育て支援新制度に係る三島市の利用者負担について、下記のとおり
答申します。

記

- 1 諒問をうけた「三島市子ども・子育て支援事業計画（案）」について、慎重に審議した結果、妥当と認める。

事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に定められた5年間を一期とした計画とし、
基本理念を「子ども親もともに育つ笑顔あふれる三島大家族」と定め、三島市が一つの大きな家族となり、子どもと親の育ちを支えていく視点から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みやその確保方策、質の向上などを定めていることを評価する。

この基本理念に込めた思いが市民に共有され、事業計画を指針とした、子育て支援の充実したまちづくりを市民と協働で進めることが大切であり、子どもの成長と子育ての喜びが実感できるまちの実現に向けた取り組みが、一層推進されることを希望する。

2 諮問をうけた「子ども・子育て支援新制度に係る三島市の利用者負担」について、慎重に審議した結果は次のとおりである。

(1) 保育所の利用者負担について

① 現行の利用者負担

現行の保育所の利用者負担については、国の基準額を上限とした応能負担による利用者負担額の定め方になっており、公立・私立を問わず同額となっている。また三島市の利用者負担額は、国の基準額の平均4割軽減した額に設定している。

② 新制度における三島市の利用者負担の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、あらためて国が基準額を示す予定になっているが、国の平成27年度予算編成の中で確定するため、具体的な額の提示は平成26年度末頃になるとのことである。しかしその時期では市町村の作業が間に合わないため、イメージという形で額の目安が提示されており、その額を見ると、現行の国の水準と同額である。国の基準額に特段の変更がなければ、三島市における保育所の利用者負担額についても変更する理由がないことから、現行と同水準の額とすることが適当であると考える。

(2) 幼稚園の利用者負担について

① 現行の利用者負担

現行の幼稚園の利用者負担額は、公立については定額（月額7,000円）になっており、私立については施設が独自に定めている。ともに額や定め方についての法令の規定はなく、公私別額となっている。

② 公私同額について

新制度においては、国の基準額を上限とした応能負担による定め方とすることになっている。また公私同額についての市の判断（公立幼稚園の利用者負担額の設定について国は、公私同額にすることを明言していないながらも、「各市町村が現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えている。」と説明しており、この説明を踏まえて幼稚園の利用者負担額については、既に公私同額となっている保育所の利用者負担額と同様に取り扱うこととし、公私同額とすることが適当である。）は、妥当であると考える。

③ 新制度における三島市の利用者負担の考え方

幼稚園の利用者負担額については、保育所とのバランスを考慮する必要があり、特に現在の公立施設の運営経費に占める保護者負担の割合を比較すると、幼稚園が約16%、保育所が約28%と不均衡な状態になっており、改善を図る必要がある。

また国の基準額のイメージと同額に利用者負担額を設定した場合、現在よりも歳入が増加するため、運営経費としては減少するが、保護者負担の割合は約36%に上がり、一方保育所と同様に国の基準額の平均4割軽減した額に設定した場合、運営経費は増加するが、保護者負担の割合は約22%と、保育所の割合に近づくというシミュレーション結果が出ている。

以上のことから、運営経費は増加するものの、幼保のバランスを図るという観点では、保育所と同様に国の基準額の平均4割軽減した額に設定することが適当であり、市民の理解も得られるものと考える。

なお、公立幼稚園の入園料については、入園料に関する国の考え方（入園料は基本的には利用者負担額とともに、教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となる。）に則り、廃止とすることが適当であると考える。

(3) 経過措置について

新制度における利用者負担額の適用時期については、原則としては新制度が施行される平成27年4月1日からとなるが、公立の幼稚園については、平成27年度の1年間を周知期間とし、平成28年度から適用することが適当であると考える。また在園児と平成27年度に入園する園児については、利用者負担額が変わることを知らずにその園を選択しているため、現行の利用者負担額を卒園まで据え置く措置が必要であると考える。

(4) 結びに

公立幼稚園の利用者負担額が大幅な値上げとなる階層もあることから、平成27年度の周知期間には、保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行っていただくことを要望する。

6 教育・保育施設等の種類

施設・事業の種類	施設・事業の概要
幼稚園	学校教育法に定める、3~5歳児に対して学校教育を行う施設。
認定こども園	幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設。
認可保育所	保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けている施設。
認可外保育施設	保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていない施設。
地域型保育事業	施設より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業。 子ども・子育て支援新制度では、以下の保育を新たに市町村の認可事業とし、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるような仕組みとしている。
家庭的保育 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業。保育者の居宅、その他の場所で行われる。
小規模保育	少人数(定員は6人から19人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、従業員の子どもに加え、一定割合の地域の子どもと一緒に保育する事業。
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業。具体的にはベビーシッター等が該当する。

■□ 三島市子ども・子育て支援事業計画 □■

発行／平成27年3月
編集／三島市社会福祉部子育て支援課
〒411-8666 三島市北田町4番47号
TEL 055-983-2712
FAX 055-983-2709
E-mail／kosodateka@city.mishima.shizuoka.jp
URL／<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>



三島市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月